

5月（がつ）8日（にち）に 新型コロナウイルス（しんがたころなういるす） 感染症（かんせんしょう） の レベル（れべる）が 5類（るい） に 変（か）わります

変（か）わります

- ・療養期間（りょうようきかん）が なくなります
- ・新型コロナウイルス（しんがたころなういるす）に かかったとき 外（そと）に 出（で）るか 出（で）ないかは 自分（じぶん）で 決（き）めます
国（くに）の 考（かんが）え方（かた）を 参考（さんこう）にしてください

0日（にち）	1日（にち）	..	4日（にち）	5日（にち）	6日（にち）	..	9日（にち）	10日（にち）
症状（しょうじょう）が出（で）た日（ひ）	外（そと）に 出（で）ないほうが いいです				周（まわ）りの人（ひと）に病氣（びょうき）を 広（ひろ）げないためにマスク（ますく）を つけたほうがいいです			

- ・病院（びょういん）で みてもらうときは 他（ほか）の 病氣（びょうき）と 同（おな）じように お金（かね）を 払（はら）う必要（ひつよう）が あります
新型コロナウイルス（しんがたころなういるす）を 治（なお）す薬（くすり）は 無料（むりょう）です

続（つづ）けます

- ・病氣（びょうき）の 相談（そうだん）をしたいとき

船橋市（ふなばし）新型コロナウイルス（しんがたころなういるす）
感染症（かんせんしょう）相談センター（そうだんせんたー）
電話（でんわ）：047-409-3127

午前（ごぜん）9時（じ）から 午後（ごご）5時（じ）
土曜日（どようび）と 日曜日（にちようび）や 祝日（しゅくじつ）も 電話（でんわ）を することができます

終（お）わります

- ・千葉県（ちばけん）陽性者（ようせいしゃ）登録センター（とうろくせんたー）への登録（とうろく）
- ・療養証明書（りょうようしょうめいしょ）＜＝新型コロナウイルス（しんがたころなういるす）にかかって ホテル（ほてる）や 家（いえ）で 病気（びょうき）を 治（なお）していたことを 証明（しょうめい）する書類（しよるい）＞の 発行（はっこう）
※5月（がつ）7日（にち）より 前（まえ）に 届出対象（とどけでたいしょう）になった場合（ばあい）だけ 発行（はっこう）します
- ・パルスオキシメーター（ばるすおきしめーたー）の 貸（か）し出（だ）し
- ・配食サービス（はいしょくさーびす）＜＝食事（しょくじ）を 届（とど）けます＞
- ・宿泊療養施設（しゅくはくりょうようしせつ）＜＝泊（と）まって 病気（びょうき）を治（なお）す＞の 運営（うんえい）

日本語（にほんご）が よくわからない人（ひと）や 自分（じぶん）の 国（くに）の 言葉（ことば）で 話（はなし）を したい人（ひと）は 船橋市外国人総合相談窓口（ふなばしし がいこくじん そうごうそうだんまどぐち）に 連絡（れんらく）してください

船橋市外国人総合相談窓口（ふなばしし がいこくじん そうごうそうだんまどぐち）

電話（でんわ）：050-3101-3495

午前（ごぜん）9時（じ）から 午後（ごご）5時（じ）まで

土曜日（どようび）と 日曜日（にちようび）や 祝日（しゅくじつ）は 休（やす）みです

(23. 05. 02)